

議案第 48 号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 10 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

平成 30 年 12 月に支給する市長及び副市長の給料の月額、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）別表第 1 の規定にかかわらず、同表に規定する給料の月額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成 30 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

理 由

今般発生したハラスメント事案を重く受け止め、職員に対する管理監督責任として、市長及び副市長の給料の100分の10を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。